

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	固定資産税及び都市計画税課税事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市は、固定資産税及び都市計画税課税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

固定資産税及び都市計画税課税事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制をチェックシートを用いて確認することとしている。

評価実施機関名

徳島市長

公表日

令和6年9月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税及び都市計画税課税事務
②事務の概要	固定資産税は、毎年1月1日(「賦課期日」といいます。)に、土地、家屋、償却資産(これらを総称して「固定資産」といいます。)を所有している人に対し、その固定資産の価格をもとに算定された固定資産税を課税する。 また、市街化区域の土地、家屋については、所有している人に対し、その固定資産の価格をもとに算定された都市計画税も課税する。
③システムの名称	固定資産税システム・個人・法人管理システム(宛名システム) 新窓口対応システム(庁内連携システム) 住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム 番号連携システム・中間サーバーシステム・地方税電子申告システム
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税及び都市計画税課税ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 徳島市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(以下「番号法施行条例」という。) 第2条第1項 別表第1の4の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政部 税務事務所 資産税課
②所属長の役職名	資産税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	徳島市 総務部 総務課 情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市 財政部 税務事務所 資産税課 土地第一係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5069
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	徳島市 財政部 税務事務所 資産税課 土地第一係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5069

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	I-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表1の16の項	番号法第9条第1項 別表1の16の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条 徳島市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(以下「番号法施行条例」という。) 第2条第1項 別表第1の8の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	I-4 ②法令状の根拠	番号法第19条第7項 別表第2の27の項 徳島市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例	番号法第19条第7項 別表第2の27の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	I-7 請求先 I-8 連絡先	徳島市 財政部 資産税課 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5068	徳島市 財政部 資産税課 土地第一係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5069	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月25日	II-1 対象者数 II-2 取扱者数	平成26年4月1日時点	平成27年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない しきい値判断結果がかわらないため
平成28年7月1日	公表日	平成27年12月25日	平成28年7月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	I-3 個人番号の利用	徳島市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(以下「番号法施行条例」という。)第2条第1項 別表第1の8の項	徳島市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(以下「番号法施行条例」という。)第2条第1項 別表第1の4の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年7月1日	II-1 対象者数 II-2 取扱者数	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらないしきい値判断結果がかわらないため
平成29年7月7日	公表日	平成28年7月1日	平成29年7月7日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年7月7日	I-5 評価実施機関における担当部署	資産税課長 下山 義浩	資産税課長 渡辺 正則	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年7月7日	II-1 対象者数 II-2 取扱者数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月26日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	資産税課長 渡辺 正則	資産税課長	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日公布)の様式改正に伴う記載内容の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	Ⅱ－1 対象者数 Ⅱ－2 取扱者数	平成28年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月26日	Ⅳリスク対策	-	項目の追加	事後	様式変更による
令和1年6月26日	公表日	平成29年7月7日	令和元年6月26日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年9月16日	Ⅱ－1 対象者数 Ⅱ－2 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年9月16日	公表日	令和1年6月26日	令和2年9月16日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年9月1日	Ⅱ－1 対象者数 Ⅱ－2 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	公表日	令和2年9月16日	令和3年9月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年9月1日	I-4 ②法令状の根拠	番号法第19条第7項 別表第2の27の項	番号法第19条第8号 別表第2の27の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年4月8日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	固定資産税システム・個人・法人管理システム(宛名システム)新窓口対応システム(庁内連携システム)住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム 番号連携システム・中間サーバーシステム・地方税電子申告システム	①固定資産税システム②個人・法人管理システム(宛名システム)③新窓口対応システム(庁内連携システム)④住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム ⑤番号連携システム ⑥中間サーバーシステム ⑦地方税電子申告システム⑧固定資産税システム(MICJET MISALIO)	事後	重要な変更にあたらない(理由)しきい値判断結果がかわらないため
令和4年4月8日	公表日	令和3年9月1日	令和4年4月8日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年1月25日	I-5 ①部署	財政部 資産税課 土地第一係	財政部 税務事務所 資産税課 土地第一係	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年1月25日	I-7 請求先	徳島市 財政部 資産税課 土地第一係	徳島市 財政部 税務事務所 資産税課 土地第一係	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月25日	I-8 連絡先	徳島市 財政部 資産税課 土地第一係	徳島市 財政部 税務事務所 資産税課 土地第一係	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年1月25日	公表日	令和4年4月8日	令和5年1月25日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年1月25日	II-1 対象者数 II-2 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年1月25日	I-1 ③システムの名称	①固定資産税システム ②個人・法人管理システム(宛名システム) ③新窓口対応システム(庁内連携システム) ④住基基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム ⑤番号連携システム ⑥中間サーバーシステム ⑦地方税電子申告システム ⑧固定資産税システム(MICJET MISALIO)	①個人・法人管理システム(宛名システム) ②住基基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム ③番号連携システム ④中間サーバーシステム ⑤地方税電子申告システム ⑥固定資産税システム(MICJET MISALIO)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年9月6日	II-1 対象者数 II-2 取扱者数	令和4年12月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年9月6日	公表日	令和5年1月25日	令和5年9月6日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月16日	Ⅱ-1 対象者数 Ⅱ-2 取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けら
令和6年9月16日	公表日	令和5年9月6日	令和6年9月16日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けら
令和6年9月16日	I-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表1の16の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条 徳島市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(以下「番号法施行条例」という。) 第2条第1項 別表第1の4の項	番号法第9条第1項 別表の24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 徳島市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(以下「番号法施行条例」という。) 第2条第1項 別表第1の4の項	事後	根拠法令の修正
令和6年9月16日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第8号 別表第2の27の項	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	根拠省令の修正